

大規模事業評価について

・目的（行政活動の評価に関する条例（以下、「条例」）第1条）

この条例は、県が県民の参加を得てその行政活動について自ら評価を行うことが自治の一層の発展を図る上で極めて重要であることにかんがみ、県が行う行政活動の評価に関し必要な事項を定めることにより、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的とする。

・評価の基本的な在り方（条例第3条）

県は、行政活動の評価を行う場合においては、政策、施策及び事業について、それらの県民生活及び社会経済に対する効果を把握することにより、それらの目的又は目標に照らして、必要性、有効性又は効率性の観点その他必要な観点から、客観的な判定を行い、行政運営上の判断を行う上で必要な情報を提供するものとする。

・評価対象（条例第4条、行政活動の評価に関する条例施行規則（以下、「規則」）第15条第1項）

知事は、その所掌に係る政策、施策及び事業について、次に掲げる評価を自ら行うものとする（条例第4条）。

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる事業について、事業に着手する前・・・に行う評価

イ 大規模な事業で規則で定めるもの

→県が事業主体である事業で以下の要件に該当するもの（規則第15条第1項）。

①全体事業費が百億円以上の公共事業

②全体事業費が30億円以上の施設整備事業

・評価基準（規則第17条第1項）

計画評価は、次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。

- 一 事業が社会経済情勢から見て必要であること
- 二 県が事業主体であることが適切であること
- 三 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であること
- 四 事業の手法が適切であること
- 五 事業の実施場所が適切であること
- 六 事業が社会経済情勢から見て効果的であること
- 七 事業の実施に伴う環境への影響が少ないこと
- 八 事業の経費が適正であること

・評価方法（規則第18条第1項）

対象事業ごとに、前条の基準について定性的又は定量的に分析した後、県民の視点に立って、当該対象事業を実施し、又は継続することが適切であるかどうかを判定することにより行う。

・対象事業

- ①宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業
（環境生活部：消費生活・文化課、共同参画社会推進課）
- ②大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業
（教育庁：教育企画室）

・今後のスケジュール

時期	内容
R3.6.8	行政評価委員会への諮問、評価調書公表、パブリックコメントの実施
R3.6.16	第1回評価部会
R3.7月下旬	第2回評価部会（答申案まとめ）
R3.8月中旬	答申
R3.9月	評価結果を9月定例県議会へ報告